

主要市道勸修寺日ノ岡線の違法設置物件について、道路法44条の3第1項第2号の規定に基づき除去し、同条第2項の規定に基づき保管しますので、同条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年10月20日

京都市長 門川 大作

1 除去した違法設置物件

名称又は種類	形状 (単位 : mm)	数量
鉄板	1200×1220×5 (アングル57×57×925 2本 鉄板に溶着)	1枚

2 除去した違法設置物件の放置されていた場所

山科区北花山中道町115番12地先

3 違法設置物件を除却した日

令和5年10月17日

4 違法設置物件の保管を開始した日

令和5年10月17日

5 違法設置物件の保管場所

東部土木みどり事務所 (山科区西野様子見町1番地2)

6 連絡先

建設局土木管理部東部土木みどり事務所 TEL (075) 591-0013

(東部土木みどり事務所)